

親子傍聴室の対象者に係る規定の見直し

1 趣旨

本会議場における親子傍聴室は、乳幼児や児童の保護者・引率者が落ち着いて傍聴するために利用できる部屋として設置している。親子傍聴室を真に必要なとす方に利用していただくため、この設置の趣旨を明確化し、親子傍聴室の対象者に関する規定を整理するとともに、障害のある方への合理的な配慮が必要な場合については、横浜市会傍聴規則第15条の規定に基づいて引き続き適切に対応することについて検討する。

2 現行

- 親子傍聴室の対象者は次のとおり規定している。

【横浜市会本会議場親子傍聴室取扱要領（抜粋）】

（対象者）

第2条 親子傍聴室の使用は、乳幼児及び児童並びにその保護者及び引率者を対象とする。

- 2 前項に定めるもののほか、一般席での傍聴が困難な者及びその付添人も使用することができる。

3 対応（案）

- 親子傍聴室の設置趣旨を踏まえ、その対象者は乳幼児及び児童並びにその保護者及び引率者とする。
- 障害のある方への合理的な配慮が必要な場合の対応として、親子傍聴室を利用していただく場合は、横浜市会傍聴規則第15条に基づく対応として親子傍聴室の利用をご案内することとし、横浜市会本会議場親子傍聴室取扱要領第2条第2項については削除する。

【横浜市会傍聴規則（抜粋）】

第15条 議長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の理念にのっとり、会議を傍聴しようとする者であって、合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。

- 改正後の要領は、令和7年2月1日から施行する。

横浜市会本会議場親子傍聴室取扱要領の一部改正案（新旧対照表）

（下線は改正部分）

現 行	改正案
<p>（対象者）</p> <p>第2条 親子傍聴室の使用は、乳幼児及び児童並びにその保護者及び引率者を対象とする。</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、一般席での傍聴が困難な者及びその付添人も使用することができる。</u></p>	<p>（対象者）</p> <p>第2条 親子傍聴室の使用は、乳幼児及び児童並びにその保護者及び引率者を対象とする。</p> <p>（削除）</p>